

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例・施行規則

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年尾鷲市条例第22号。以下「土砂条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第3号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。</p> <p>(2) 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。</p> <p>(3) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。</p> <p>(4) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。</p> <p>(5) 埋立て等区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。</p> <p>(6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則の用語の意義は、土砂条例の定めるところによる。</p> <p>(土砂条例第2条第3号の規則で定める産業廃棄物)</p> <p>第3条 土砂条例第2条第3号の規則で定める産業廃棄物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 浄水汚泥</p> <p>(2) その他埋立て等に用いる再生土の原材料であって、市長が認める汚泥</p> <p>(土砂条例第2条第3号の規則で定める処理)</p> <p>第4条 土砂条例第2条第3号の規則で定める処理は、混合その他市長が認める処理とする。</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われないうような必要な施策を推進するものとする。</p>	
<p>(土砂等の埋立て等を行う者の責務)</p> <p>第4条 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>2 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	
<p>(土砂等を発生させる者の責務)</p> <p>第5条 土砂等を発生させる者は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。</p>	
<p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。</p>	

(土砂基準)

第7条 埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

(土砂基準)

第5条 土砂条例第7条の土砂基準は、別表第1の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。

別表第1(第5条、第12条、第19条関係)

項目	基準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきカドミウム150mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別表第4において「シマジン」という。)	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別表第4において「チオベンカルブ」という。)	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別表第4において「チウラム」という。)	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	—

	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	—
	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	—
	鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
	砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
	ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること。
	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
	ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—
	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。別表第 4 において同じ。）	検出されないこと。	—
	備考 分析方法は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法とする。		

<p>(土砂等の埋立て等の許可)</p> <p>第 8 条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市長の許可（以下「埋立て等許可」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。</p> <p>(1) 埋立て等区域の面積が 1,000 平方メートル未満又は 3,000 平方メートル以上の土砂等の埋立て等（埋立て等区域の面積が 1,000 平方メートル未満であっても、一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積が 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満となるものを除く。）</p> <p>(2) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの</p> <p>(3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等</p> <p>(4) 採石法（昭和 25 年法律第 29 号）第 33 条又は砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定により認可を受けた者が当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第 15 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物</p>	<p>(土砂条例第 8 条第 3 号の規則で定める者)</p> <p>第 6 条 土砂条例第 8 条第 3 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 土地改良区</p> <p>(2) 土地改良区連合</p> <p>(3) 土地区画整理組合</p> <p>(4) 市街地再開発組合</p> <p>(5) 日本下水道事業団</p> <p>(6) 土地開発公社</p> <p>(7) 中日本高速道路株式会社</p> <p>(8) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの</p> <p>(土砂条例第 8 条第 7 号の規則で定める土砂等の埋立て等)</p> <p>第 7 条 土砂条例第 8 条第 7 号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げる処分によるものとする。</p> <p>(1) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 2 号を除く。）の許可</p> <p>(2) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又</p>
--	---

<p>の最終処分場において行う土砂等の埋立て等</p> <p>(6) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可又は同法第23条第1項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等</p> <p>(7) 法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等</p>	<p>は同法第32条第1項若しくは同法第91条第1項の許可</p> <p>(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可</p> <p>(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)又は同法第6条第1項(同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可</p> <p>(5) 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条(同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。)の承認</p> <p>(6) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可</p> <p>(7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可</p> <p>(8) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の9第1項の認可又は同法第66条第1項の許可</p> <p>(9) 海岸法(昭和31年法律第101号)第8条第1項若しくは第37条の5の許可又は同法第13条第1項の承認</p> <p>(10) 三重県港湾施設管理条例(昭和48年三重県条例第21号)第3条第1項の許可</p> <p>(11) 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例(昭和53年尾鷲市条例第33号)第6条第1項の確認</p> <p>(土砂条例第8条第9号の規則で定める土砂等の埋立て等)</p> <p>第8条 土砂条例第8条第9号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等</p> <p>(4) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等</p> <p>(5) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等</p> <p>(6) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等</p> <p>(7) 三重県土採取規制条例(平成13年三重県条例第8号)第4条の規定により認可を受けた者が当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等</p> <p>(8) 土砂等の埋立て等の高さ(土砂等の埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。)が1メートル以下の土砂等の埋立て等</p> <p>(9) 法令若しくは他の条例(三重県の条例を含む。)の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等</p>
<p>(事前協議)</p> <p>第9条 埋立て等許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂等の埋立て等について市長と協議しなければならない。</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による協議は、土砂等の埋立て等事前協議書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2 前項の土砂等の埋立て等事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、この限りでない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 説明会開催計画書（様式第2号） (2) 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立て等関係区域」という。）に係る次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 位置図 イ 現況平面図及び現況断面図 ウ 測量図及び求積図 エ 計画平面図、計画断面図及び排水計画図 オ 流域図 (3) 埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (4) 埋立て等関係区域内に有し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し (5) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書 (6) 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画 (7) 土砂等の搬出入経路図 (8) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面 (9) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面 (10) 埋立て等関係区域の現況の写真 (11) 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第3号） (12) その他市長が必要と認める書類
<p>（土地の所有者の同意）</p> <p>第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。</p> <p>2 第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。</p> <p>3 第25条第1項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。</p>	<p>（土地の所有者の同意書）</p> <p>第10条 土砂条例第10条の規定による同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（様式第4号から様式第6号まで）により得るものとする。</p>
<p>（周辺地域の住民等への周知）</p> <p>第11条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民等に対し、次条第1項又は第2項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、申請予定</p>	<p>（周辺地域の住民等への周知）</p> <p>第11条 土砂条例第11条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。次項から第4項までにおいて同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書に記載する同条第1項第11号に掲げる措置に係る区域として市長が必要と</p>

<p>者の責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民等に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講ずることにより、説明会の開催に代えることができる。</p> <p>2 埋立て等許可の申請の内容について、災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民等は、当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、当該申請予定者に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。</p> <p>3 申請予定者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。</p>	<p>認める区域とする。</p> <p>2 土砂条例第11条第1項に規定する説明会は、土砂条例第12条第1項若しくは第2項又は第15条第2項の申請を行う日の30日前までに開催するものとする。</p> <p>3 土砂条例第11条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。</p> <p>4 土砂条例第11条第1項ただし書の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正及び円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。</p> <p>5 土砂条例第11条第1項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 土砂条例第12条の申請が同条第1項の規定によるものである場合 同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）</p> <p>(2) 土砂条例第12条の申請が同条第2項の規定によるものである場合 同項第1号から第4号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）</p> <p>(3) 土砂条例第15条第1項の変更許可の申請をしようとする場合 同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）</p> <p>6 土砂条例第11条第1項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民等への提供</p> <p>(2) 土砂条例第12条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民等の見やすい場所において行う掲示</p> <p>7 前項の規定は、土砂条例第11条第4項において準用する同条第1項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「土砂条例第12条第1項又は第2項」とあるのは、「土砂条例第15条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 土砂条例第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第7号）により作成するものとする。</p>
<p>(許可の申請の手続)</p> <p>第12条 埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等の目的</p> <p>(3) 埋立て等区域の位置及び規模</p> <p>(4) 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所へ置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p> <p>(6) 埋立て等に使用される土砂等の量</p> <p>(7) 土砂等の埋立て等の期間</p> <p>(8) 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となる時（第14条第1項第6号において</p>	<p>(許可の申請書)</p> <p>第12条 土砂条例第12条第1項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書（様式第8号）により行うものとする。</p> <p>2 土砂条例第12条第1項第2号及び同条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土砂条例第8条の許可を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員（土砂条例第14条第1項第1号ウに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2) 申請者が未成年者（土砂条例第14条第1項第1号カに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の名、住所及び生年月日）</p> <p>(3) 申請者に使用人（次条に規定する使用人をいう。次項、第17条第1項及び第27条第2項において同じ。）がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>3 土砂条例第12条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類（第15条各号に掲げる行為に係る申請で</p>

<p>「最大堆積時」という。)並びに完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状</p> <p>(9) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画</p> <p>(10) 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置</p> <p>(11) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項</p> <p>(2) 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量</p> <p>(3) 土砂等の埋立て等の期間</p> <p>(4) 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、前条第2項の意見書、同条第3項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 埋立て等許可を受けようとする者は、第1項第7号又は第2項第3号に掲げる期間について、3年を超えて申請することができない。</p>	<p>ある場合にあつては、第15号に掲げる書類を除く。)とする。</p> <p>(1) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)の写し</p> <p>(2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</p> <p>(3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)</p> <p>(4) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者が土砂条例第14条第1項第1号アからクまでのいずれにも該当しないことの誓約書(様式第9号)</p> <p>(6) 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域(以下この項及び別表第2において「施設設置区域」という。)の位置図</p> <p>(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図</p> <p>(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図</p> <p>(9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図</p> <p>(10) 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図</p> <p>(11) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(12) 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取調書(様式第10号)及び当該調査の結果を証する書面(環境計量士(計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。以下同じ。))が発行したものに限る。)</p> <p>(13) 埋立て等に使用される土砂等の量の計算書</p> <p>(14) 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図</p> <p>(15) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下この号において「地盤調査」という。)の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面</p> <p>(16) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算(以下この号において「安定計算」という。)を行った場合にあつては、当該安定計算の内容を記載した書面</p> <p>(17) 擁壁を設置する場合に当たっては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(18) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面</p> <p>(19) 沈砂池を設置する場合にあつては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面</p> <p>(20) 調整池を設置する場合にあつては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面</p> <p>(21) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面</p> <p>(22) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面</p> <p>(23) 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書(様式第3号)及び次のアからウまでに掲げる書類</p> <p>ア 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>イ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額</p>
---	--

	<p>を証する書類</p> <p>ウ 資金を自己資金で調達する場合には金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金で調達する場合には金融機関の融資を証明する書類</p> <p>(24) 土砂等の搬入に係る管理計画書(様式第11号)</p> <p>(25) 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類</p> <p>4 前項第12号に規定する埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。</p> <p>(1) 次のアからエまでに掲げる方法</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="1501 590 2718 730"> <thead> <tr> <th>埋立て等区域の面積</th> <th>等分して調査を行う区域の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、アの規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の四地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>ウ イの規定により採取した土砂等は、アの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、アの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>エ ウの規定により作成した試料は、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに測定すること。</p> <p>(2) 前号の方法と同等以上に土壌の汚染状況を確認することができる方法として市長が認める方法</p>	埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数	1,000㎡以上2,000㎡未満	1	2,000㎡以上3,000㎡未満	2
埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数						
1,000㎡以上2,000㎡未満	1						
2,000㎡以上3,000㎡未満	2						
<p>(隣接市町村への通知)</p> <p>第13条 市長は、埋立て等許可の申請があつた場合において、災害の防止上又は生活環境の保全上関係のある市町村に対し、必要に応じ、その旨を通知することができる。</p>							
<p>(許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、埋立て等許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立て等許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分(許可の取消しの処分を除く。)を受けた日から5年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)</p> <p>ウ 第27条第1項(同項第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る尾鷲市行政手続条例(平成9年尾鷲市条例第27号)第15条第1項の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる</p>	<p>(使用人)</p> <p>第13条 土砂条例第14条第1項第1号キ及びクの規定で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(形状及び構造上の基準)</p> <p>第14条 土砂条例第14条第1項第6号の規定で定める形状及び構造上の基準は、土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあつては別表第2、一時堆積である場合にあつては別表第3に掲げるとおりとする。</p>						

者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

エ 尾鷲市暴力団排除条例(平成23年尾鷲市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員のほか、同条第2号に規定する暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。)

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が当該申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

(3) 第10条第1項の同意を得ていること。

(4) 管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。

(5) 土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。

(6) 土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状(当該申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状)並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。

(7) 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。

(8) 第12条第1項第9号に規定する埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画において、埋立て等に用いられる土砂等が土砂基準に適合していること。

(9) 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

2 埋立て等許可の申請が法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は他の条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

3 埋立て等許可には、有効期間その他の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

別表第2(第14条関係)

(1) 土砂等の埋立て等の高さ及び土砂等の埋立て等によって生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の左欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる土砂等の埋立て等の高さ及び右欄に掲げる法面の勾配に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

(2) 土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段が設置されること。

(3) 著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。

(4) 土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。

(5) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

(6) 土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。

(7) 埋立て等区域(土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置(土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。)が講じられること。

(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤

- に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
- (9) 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除することができるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。
- (10) 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること並びに排水施設の勾配及び断面積がその排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- (11) 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂等の流出を防止するために必要な措置が講じられること。
- (12) 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。
- (13) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序は、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第3（第14条関係）

- (1) 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下であること。
- (2) 土砂等の埋立て等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配であること。
- (3) 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 別表第2の第8号、第10号、第11号及び第12号の規定に適合すること。
- (5) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序は、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。
- (6) 埋立て等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。

（形状及び構造上の基準の適用除外）

第15条 土砂条例第14条第2項の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を要する行為
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を要する行為
- (3) 三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）第4条第1項の許可を要する行為

（許可書の交付等）

第16条 市長は、埋立て等許可（変更許可を含む。以下この条において同じ。）をしたときは土砂等の埋立て等許可書（様式第12号）を申請者に交付し、埋立て等許可をしないときは土砂等の埋立て等不許可通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

<p>(変更の許可等)</p> <p>第15条 埋立て等許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第10条第2項の同意を得たことを証する書面、第11条第4項において準用する同条第3項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 前条の規定は、変更許可について準用する。</p> <p>5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の許可の申請又は届出)</p> <p>第17条 土砂条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土砂条例第8条の許可を受けた者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(2) 土砂条例第8条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(3) 管理事務所の所在地の変更</p> <p>(4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更</p> <p>(5) 埋立て等に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)</p> <p>(6) 土砂等の埋立て等の期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)</p> <p>(7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更(搬入土砂等の種類の変更は除く。)</p> <p>(8) 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更(当該施設の機能を高めるものに限る。)</p> <p>(9) 土砂条例第8条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更</p> <p>2 土砂条例第15条第2項の申請書は、土砂等の埋立て等変更許可申請書(様式第14号)とする。</p> <p>3 土砂条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、第12条第2項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 土砂条例第15条第3項の規則で定める書類は、第12条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。</p> <p>5 土砂条例第15条第5項の規定による届出は、土砂等の埋立て等変更届(様式第15号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土地の所有者への通知)</p> <p>第16条 許可事業者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第10条第1項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては当該許可に係る同項第1号から第4号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第14条第3項の規定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第10条第1項の同意をした土地の所有者に書面で通知しなければならない。</p> <p>3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第10条第2項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。</p> <p>4 第25条第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた日後遅滞なく、当該承認に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。</p> <p>5 許可事業者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等</p>	

<p>区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。</p>	
<p>(土砂等の埋立て等の着手の届出) 第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(土砂等の埋立て等の着手の届出) 第18条 土砂条例第17条の規定による届出は、土砂等の埋立て等着手届(様式第16号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土砂等の搬入の報告) 第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び当該土砂等の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。 2 許可事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂等の搬入の報告) 第19条 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等(再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土を除く。次項及び第3項において同じ。)の発生場所の確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書(様式第17号)により行わなければならない。 2 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等の汚染(土砂基準に適合しないことをいう。以下この条において同じ。)のおそれがないことの確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査又は三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)第72条の2第2項若しくは第72条の3第2項の規定による調査の結果を記載した書類その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書類であって市長が別に定めるものにより行わなければならない。 3 前項の規定により難い場合における土砂条例第18条第1項の規定による土砂等の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂等の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第1の左欄に掲げる項目ごとの土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量及び土砂等に含まれる物質の量の調査結果を記載した書類により行わなければならない。 4 土砂条例第18条第1項の規定による土砂等(再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土に限る。)の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認は、次に掲げる書類等により行わなければならない。 (1) 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成13年三重県条例第46号)第6条第1項の規定による認定及び同条例第11条第2項の規定による報告に係る書類の写し (2) 都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例(三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用することができることを確認することができることと認められる条例に限る。)による認定等に係る書類の写し (3) 第1号と同等以上に改良土又は再生土を適正利用することができることを確認することができる書類として市長が認めるもの 5 土砂条例第18条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂等を搬入する前に、第1項に規定する土砂等発生元証明書及び第2項若しくは第3項の確認に係る書類又は前項に規定する書類等を添付して、土砂等搬入報告書(様式第18号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(土砂等管理台帳の作成) 第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p>	<p>(土砂等管理台帳) 第20条 土砂条例第19条に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第19号及び様式第20号)とする。 2 土砂条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 土砂等を発生させる者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の</p>

	<p>所在地)</p> <p>(2) 土砂等の発生場所ごとの1日当たりの土砂等の搬入量及び搬入のための車両台数</p> <p>(3) 一時堆積にあつては、1日当たりの土砂等の搬出量及び搬出のための車両台数</p> <p>3 土砂条例第19条に規定する土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。</p>
<p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p> <p>第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量(当該許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあつては、土砂等の搬入の量及び搬出の量)を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)</p> <p>第21条 土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積以外である場合における土砂条例第20条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用した土砂等の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用した土砂等の量を翌年4月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の量を土砂条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等使用量報告書(様式第21号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 土砂条例第8条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合における土砂条例第20条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を翌年4月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を土砂条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等搬入量及び搬出量報告書(様式第22号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(水質調査等)</p> <p>第21条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査をし、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準(第26条第5項において「水質基準」という。)に適合していないこと又は土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(水質調査等の方法)</p> <p>第22条 土砂条例第21条第1項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から6月に1回、別表第4の左欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)により測定して行うものとする。</p> <p>2 土砂条例第21条第2項の水質調査及び土壌の汚染状況の調査は、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 水質調査 前項の規定による方法</p> <p>(2) 土壌の汚染状況の調査 第12条第4項各号に掲げる方法</p> <p>(水質調査等の報告)</p> <p>第23条 土砂条例第21条第1項の規定による報告は、同項の水質調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書(様式第23号)に当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限る。)を添付して行わなければならない。</p> <p>2 土砂条例第21条第2項の規定による報告は、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行った日から1月以内に、水質調査報告書(様式第23号)又は土壌の汚染状況の調査報告書(様式第24号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限る。)</p> <p>(2) 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの当該調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限る。)</p>

3 土砂条例第21条第3項の規則で定める水質の基準は、別表第4の左欄に掲げる項目ごとに、同表の基準の右欄に掲げるとおりとする。

別表第4（第22条、第23条関係）

項目	基準
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。

(標識の掲示等)

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であって公衆の見やすい

(標識の寸法及び記載事項)

第24条 土砂条例第22条第1項の標識の大きさは、縦90センチメートル以上及び横120センチメートル

<p>場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。</p>	<p>以上でなければならない。</p> <p>2 土砂条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土砂条例第8条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号</p> <p>(3) 土砂等の埋立て等の目的</p> <p>(4) 埋立て等区域の位置</p> <p>(5) 埋立て等区域の規模</p> <p>(6) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号</p> <p>(7) 埋立て等に使用される土砂等の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量）</p> <p>(8) 土砂等の埋立て等の期間</p>
<p>（関係書類の閲覧等）</p> <p>第23条 許可事業者は、管理事務所において、当該事業が施工されている間、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>2 許可事業者は、埋立て等許可をした事業が施工されている間及び次条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>3 市長は、埋立て等許可の申請があったときは、遅滞なく、次条第1項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（関係書類の閲覧）</p> <p>第25条 土砂条例第23条第1項又は第3項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、尾鷲市個人情報保護条例（平成14年尾鷲市条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報及び尾鷲市情報公開条例（平成11年尾鷲市条例第16号）第8条第2号に該当する情報であって、次に掲げるものについては、閲覧の対象から除くものとする。</p> <p>(1) 第12条第2項各号、第27条第2項第3号から第5号まで及び第27条第2項第3号から第5号まで並びに土砂条例第12条第1項第1号、第15条第2項第1号及び第25条第2項第1号に規定する生年月日</p> <p>(2) 第12条第3項第1号から第4号までに規定する住民票の写し</p> <p>(3) 第12条第3項第23号に規定する書類</p>
<p>（土砂等の埋立て等の完了等の届出等）</p> <p>第24条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第14条第1項第5号から第9号まで並びに同条第2項及び第3項（第15条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（土砂等の埋立て等の完了等の届出等）</p> <p>第26条 土砂条例第24条第1項の規定による完了の届出は、土砂等の埋立て等を完了した日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等完了届（様式第25号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 土砂条例第8条の許可の年月日及び番号</p> <p>(2) 埋立て等区域の位置</p> <p>(3) 土砂等の埋立て等の期間</p> <p>(4) 土砂等の埋立て等を完了した年月日</p> <p>(5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状</p> <p>(6) 埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容</p> <p>2 土砂条例第24条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂等の埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内、土砂等の埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等廃止（休止）届（様式第26号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項</p>

	<p>(2) 土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間</p> <p>(3) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状</p> <p>(4) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止する理由</p> <p>(5) 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容</p> <p>3 土砂条例第24条第1項の規定による再開の届出は、土砂等の埋立て等再開届(様式第27号)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(地位の承継)</p> <p>第25条 許可事業者の相続人その他の一般承継人又は許可事業者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、住所及び生年月日(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 許可事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前項の申請書には、第10条第3項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 第14条第1項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第10条第1項」とあるのは「第10条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又はその承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした埋立て等許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第27条 土砂条例第25条第2項の申請書は、土砂等の埋立て等地位承継承認申請書(様式第28号)とする。</p> <p>2 土砂条例第25条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等許可の年月日及び番号</p> <p>(2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名</p> <p>(3) 土砂条例第25条第1項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日)</p> <p>(5) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(6) 承継の理由</p> <p>3 土砂条例第25条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可証の写し</p> <p>(2) 第12条第3項第1号から第5号まで及び第23号に掲げる書類</p> <p>(3) 土砂条例第8条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面</p>
<p>(命令)</p> <p>第26条 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について許可事業者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第8条第1項又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	

<p>4 市長は、許可事業者に係る土砂等の埋立て等が第14条第1項第5号、第6号、第8号又は第9号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、許可事業者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p>	
<p>（許可の取消し等）</p> <p>第27条 市長は、許可事業者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第4号から第6号まで及び第9号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>（1） 偽りその他不正の手段により埋立て等許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>（2） 正当な理由なく、埋立て等許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。</p> <p>（3） 埋立て等許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。</p> <p>（4） 第14条第1項第1号ア、エ又はオに該当するに至ったとき。</p> <p>（5） 第14条第1項第1号カからクまで（同号ア、エ又はオに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>（6） 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。</p> <p>（7） 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>（8） 第18条から第22条までの規定に違反したとき。</p> <p>（9） 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により埋立て等許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）</p> <p>第28条 第10条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。</p> <p>2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容（第10条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。</p>	<p>（土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認）</p> <p>第28条 土砂条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。</p> <p>（1） 当該施工の状況が土砂条例第10条の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。</p> <p>（2） 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。</p> <p>2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、土砂条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p>

<p>(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)</p> <p>第29条 市長は、第26条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第10条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者</p> <p>(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(土砂等搬入禁止区域の指定)</p> <p>第30条 市長は、埋立て等区域(第8条に規定する埋立て等許可を受けなければならないものに限る。)及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。</p> <p>6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。</p> <p>7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	<p>(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)</p> <p>第29条 土砂条例第30条第2項(土砂条例第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、市の告示により行うものとする。</p> <p>(1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間並びに指定の理由</p> <p>(2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積</p>
<p>(土砂の搬入の禁止)</p> <p>第31条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。</p>	
<p>(土砂搬入禁止区域の解除)</p> <p>第32条 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。</p> <p>2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。</p>	

<p>(報告の徴収及び立入等)</p> <p>第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該土砂等の埋立て等について、施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入検査、収去及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(身分証)</p> <p>第30条 土砂条例第33条第3項に規定する証明書は、身分証明書(様式第29号)とする。</p>
<p>(公表)</p> <p>第34条 市長は、第26条又は第27条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。</p>	
<p>(許可等に関する意見聴取等)</p> <p>第35条 市長は、埋立て等許可若しくは変更許可又は第25条第1項の承認をしようとするときは、第14条第1項第1号エからクまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号エ又はオに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、尾鷲警察署長の意見を聴くものとする。</p> <p>2 市長は、第27条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号エからクまでのいずれかに該当する事由の有無について、尾鷲警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>3 市長は、前2項に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。</p>	
<p>(規則への委任)</p> <p>第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(書類の提出部数)</p> <p>第31条 土砂条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とする。</p>
<p>(罰則)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条、第15条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、許可又は承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により、埋立て等許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けた者</p>	

<p>(3) 第26条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者</p>	
<p>第38条 第26条第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第29条第2項の規定による命令に違反した者 (2) 第31条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者</p>	
<p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6) 第21条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者 (8) 第22条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者 (9) 第33条第1項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者 (10) 第33条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	
<p>第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第23条第2項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者</p>	
<p>(両罰規定) 第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、この条例の公布の日から起算して1年を経過する日までの間は、第8条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をし</p>	<p>(土砂条例附則第3項の規則で定める法令等の処分) 第32条 土砂条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。 (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可 (2) 地すべり等防止法第18条第1項の許可 (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可</p>

<p>た場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第8条から第27条までの規定は、適用しない。</p>	<p>(4) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可</p> <p>(5) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可</p> <p>(6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可</p> <p>(7) 三重県砂防指定地等管理条例第4条第1項の許可</p> <p>(8) 三重県土採取規制条例第4条の認可</p>
	<p>(その他)</p> <p>第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>